平成２０年（フ）第５２７号
山形市松山１丁目１番40号、住民票上の住所
山形市西原１丁目９番地の４
破産者　山川貴美子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０号
山形市小荷駄町６番32号　小関アパート２号
破産者　草田　仁志
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３３４９号
横浜市金沢区能見台５丁目13番地20　２
破産者　橋本　健司
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２８０号
富山県射水市大門202番地
破産者　下条　晴彦
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第２５８号
金沢市保古１丁目51番地、従前の住所石川県石川郡野々市町横宮町３番６号
破産者　中村　信二
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１０５号
石川県加賀市大聖寺錦町18番地６、開始決定時住所石川県加賀市山代温泉18の124番地
破産者　山下　藤枝
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成１９年（フ）第７５０５号
大阪市住吉区苅田３丁目11番29号
破産者　山下工務店こと　山下　惠三
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８５号
大阪市東淀川区上新庄２丁目１番61号
破産者　田中　耕一
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１１７号
大阪市鶴見区放出東３丁目11番９号205
破産者　齋藤　　一
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１８３４号
神戸市中央区八幡通３丁目１番23―910号
破産者　常本　一男
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２２号
北九州市小倉北区篠崎２丁目４番３号
破産者　石川由香利
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１２２号
鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木1553番地
破産者　星村ちどり
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第３１号
鹿児島県奄美市名瀬朝日町18番地１　２―302号
破産者　原井　一郎
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第９３号
釧路市阿寒町上阿寒22線36番地15
破産者　山田　孝子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第４６号
北海道野付郡別海町中春別南町17番地の１
破産者　和田　伸美
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２０年（フ）第４３６号
青森市妙見３丁目７番４号
破産者　中村富美子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第１４７号
新潟県新潟市中央区学校町通３番町5323番地１、申立時の住所新潟県新潟市東区東明８丁目１番19号　ハイツ仲田302号
破産者　小島　芳生
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部